

長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定について

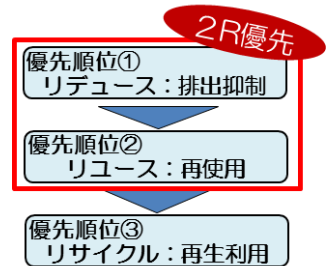
資源循環推進課

1 趣 旨

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、当県内における廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理に関する法定計画である「長野県廃棄物処理計画」を策定する。

2 長野県廃棄物処理計画（第4期）

- (1) 計画期間 平成28年度から令和2年度まで
- (2) 基本目標 「もったいない」を大切にして、ごみ減量日本一！
～美しい信州を次世代へ～
- (3) 重点施策 3R（スリーアール）と2Rを意識した取組



3R（リデュース・リユース・リサイクル）の優先順位に従い、リデュース・リユースの2Rを意識した取組により廃棄物の減量化を進め、より環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進。

3 長野県廃棄物処理計画（第5期）

- (1) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- (2) 策定概要

